

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	41	1年
---	----	----	----	----	----

宮本務第905号
令和6年4月23日
宮城県警察本部長

不妊治療を受ける職員への理解及び配慮について(通達)

近年、不妊治療を受ける夫婦が増加しており、厚生労働省が行った調査によると、不妊の検査や治療を受けたことがある又は現在受けている夫婦は、約4.4組に1組の割合であるほか、仕事との両立ができずに仕事又は不妊治療をやめた労働者の割合は約35%にもなっている。

本県警察においても仕事と不妊治療の両立に悩む職員が増えつつあると考えられるが、能力と経験を有する人材の離職は組織にとって大きな損失であり、不妊治療について職員の理解を深めるとともに、仕事との両立を支援して職員が働きやすい環境を整えることは、強じんな警察基盤の確保という点で極めて重要である。

そのため、不妊治療をめぐる上記情勢を踏まえ、下記のとおり不妊治療の申出制度を新たに導入することとしたので、各位にあつては、その趣旨を理解した上で適切な運用に努められたい。

記

1 申出及び文書の保管

(1) 申出の方法

不妊治療を受けている、又は不妊治療を予定しており、仕事との両立についての配慮や特別休暇等の両立支援制度の利用を希望する職員(以下「対象職員」という。)は、別添「不妊治療連絡カード及び不妊治療と仕事との両立に係る申請書」(以下「不妊治療連絡カード」という。)の提出のほか、口頭その他の方法により申出することができる。

(2) 申出先及び保管責任者

上記1の申出先及び不妊治療連絡カードの保管責任者は、次表左欄に掲げる対象職員の区分に応じ、同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

対象職員	所属	申出先 (直属の上司)	保管責任者
	警部補以下の階級にある警察官 及び同相当職以下の一般職員	警察本部	直属の課長補佐等
警察署		課長	副署長又は次長
警部以上の階級にある警察官 及び同相当職以上の一般職員	警察本部	管理官、次長等	管理官、次長等
	警察署	副署長又は次長	副署長又は次長

2 上司による面談

前記1-(1)の申出を受けた直属の上司は、対象職員と面談して、勤務時間、出生サポート休暇(特別休暇)、年次有給休暇の取得、出張の可否等対象職員の希望そ

の他仕事と治療の両立のための配慮に必要な事項について聴取し、勤務管理システムにより身上カードに入力するとともにその結果を所属長へ報告すること。

3 勤務への配慮

前記2の面談結果に基づき、対象職員が治療及び通院時間が確保できるよう、仕事と治療の両立に可能な限り配慮すること。

4 人事異動期の措置

人事異動により対象職員が異動となる時は、不妊治療連絡カードの原本を対象職員の異動先所属へ人事関係書類として送付すること。送付を受けた異動先所属では、前記2及び3と同様の措置を行うこと。

5 留意事項

(1) プライバシーの保護

対象職員が不妊治療を受けていること、又は受けようとしていることを仕事と治療の両立のための配慮に必要な範囲以外の者に知られることがないように、プライバシーの保護に十分配慮すること。

(2) 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成

職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、出生サポート休暇等両立のために利用可能な制度の周知や女性職員ロールモデル集の活用により不妊治療への理解を図るなど、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成に努めること。

(3) ハラスメントの防止

不妊治療を受けること、不妊治療に関する制度又は措置の利用に関する否定的な言動や制度利用を阻害する言動はマタハラ等になることを職員に指導するなど、ハラスメントの防止に努めること。

(4) 休暇等承認手続

対象職員は、特別休暇等について、前記1の申出によって承認されるものではないことに留意し、確実に所定の手続を行うこと。

担当：警務課企画第二係

別添

不妊治療連絡カード

(所 属 長)

殿

年 月 日

医療機関名

医 師 氏 名

医師の連絡事項

(該当する事項に○を付けてください。)

下記の者は、

現在、不妊治療を実施しています。

または、

不妊治療の実施を予定しています。

【連絡事項】

不妊治療の実施（予定）時期	
特に配慮が必要な事項	
その他	

不妊治療と仕事との両立に係る申請書

上記のとおり、主治医等の連絡事項に基づき申請します。

年 月 日

(所 属 長)

殿

所属

氏名

※ 主治医等に必要事項を記載してもらい提出してください。